

## 城ヶ島大橋の渡橋料無料化を求める意見書

城ヶ島大橋は昭和35年に三崎漁港の管理を目的とした漁港施設道路として開通し、神奈川県漁港管理条例に基づき渡橋料が徴収されている。

有料道路は建設費が償還されれば無料化されるものである。城ヶ島大橋は建設後50年以上経過しており、県内で他の有料道路が無料開放された事例を考えると無料化すべき時期が来ている。

城ヶ島大橋の建設目的は漁港の管理であるが、実態は他の県道の橋と変わらぬものであり、城ヶ島での生活や経済活動、観光来遊客の利用など、他の地域の一般道路と同様な機能を担っている。

また、平成22年には当時の神奈川県知事が城ヶ島を視察し、現在、県主導で城ヶ島の活性化についての検討が進められており、その一環として既に三浦市の予算による花の植栽や商工会議所のハイキングコース整備等の観光振興に向けた取り組みが始まっている。

城ヶ島への観光来遊客誘致や経済活性化をさらに促進するため、神奈川県におかれては、城ヶ島大橋の渡橋料を無料化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先 神奈川県知事